

便宜供与要求防止管理方針

当社は、保険会社向けの総合的な監督指針に従い、お客様の適切な商品選択の機会が阻害されないよう、過度な便宜供与要求の恐れがある行為等を管理するため、以下のとおり「便宜供与要求防止管理方針」を定めます。

1. 便宜供与要求防止管理の対象となる行動等

当社が保険会社に対して要求する行為等において、お客様の適切な商品選択の機会が阻害される、または阻害される恐れのある行為等をいいます。

2. 便宜供与要求防止管理の対象となる行動等の特定・類型

- ・ 保険会社からの便宜供与の実績に応じて、保険会社毎の保険推奨件数の調整を行う行為
- ・ 当社が主催するイベント等において、保険会社の役職員に手伝わせる行為
- ・ 当社が負担すべき費用を保険会社に負担させようとする行為
- ・ 当社の責任において行うべき業務を保険会社の役職員に行わせようとする行為
- ・ 保険会社から業務委託費・協賛金・商標使用料・広告宣伝費等の金銭を拠出させ、見返りに保険推奨件数を増やそうとする行為
- ・ 保険会社から役職員の出向を受け入れ、見返りに保険推奨件数を増やそうとする行為
- ・ 保険会社に対し、募集行為の代行や常時顧客同行等を依頼する行為

3. 便宜供与要求防止の管理体制

当社は便宜供与要求防止管理が適切になされるよう、利益相反管理責任者を便宜供与要求防止管理責任者としての任命し、本方針および便宜供与要求防止管理規程を定め、適切な便宜供与要求防止管理を行うための体制を整備します。

すべての役職員が便宜供与要求行為を理解し、便宜供与要求防止管理の実効性を常に保つことが出来るよう、教育・研修を実施します。

なお、便宜供与要求防止管理体制および管理状況については、営業および業務管理から独立した内部監査人による内部監査を継続的に行い、実効性の検証と改善に努めてまいります。

4. 便宜供与要求防止の管理方法

- ・ 利益相反管理による便宜供与要求可能性の検知
利益相反取引は保険会社からの便宜供与と表裏一体である可能性が高いため、利益相反管理の徹底により、便宜供与要求の可能性を検知します。
- ・ 内部監査による便宜供与要求実態のスクリーニングと防止
便宜供与要求は過去の事例から、第一線（営業部門・事業部門）・第二線（内部管理部門）、および経営陣から保険会社への要求が発生するケースがあることを踏まえ、第三線の内部監査人による定期的なスクリーニング及びヒアリングにより、発生防止を目的とした実態把握を実践します。